

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市都市公園条例1

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
(利用期間) 第4条の3 次の各号に掲げる有料公園施設及びその附属設備を引き続き利用できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。 (1) 屋外運動施設、弓道場、<u>多目的屋内施設及び舞鶴文化公園体育館</u> 3日 (2) (略) (利用料金) 第10条の2 (略) 2から4まで (略)	(利用期間) 第4条の3 次の各号に掲げる有料公園施設及びその附属設備を引き続き利用できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。 (1) 屋外運動施設、弓道場、舞鶴文化公園体育館<u>及び多目的屋内施設</u> 3日 (2) (略) (利用料金) 第10条の2 (略) 2から4まで (略) <u>5 前項の規定にかかわらず、赤れんがパーク駐車場に係る利用料金は、自動車を退場させる際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (指定管理者不在等期間の管理) 第13条 (略) 2 第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第2条の4第1項ただし書中「指定管理者(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあっては、市長)」とあり、第4条の2第1項中「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園、アジサイ園並びに紅葉園にあっては、市長。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあ

旧	新																																				
るのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、 <u>同条第4項、第10条の3及び第10条の4</u> 中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。	るのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、 <u>同条第4項及び第5項、第10条の3並びに第10条の4</u> 中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。																																				
(罰則)	(罰則)																																				
第15条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、5万円以下の過料に処する。	第15条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、5万円以下の過料に処する。																																				
(1) 第3条第2項又は第3項(第12条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して <u>同条第1項各号</u> に掲げる行為をした者	(1) 第3条第2項又は第3項(第12条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して <u>第3条第1項各号</u> に掲げる行為をした者																																				
(2) (略)	(2) (略)																																				
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)																																				
有料公園施設及び無料公園施設	有料公園施設及び無料公園施設																																				
<table><tr><th>都市公園の名称</th><th>有料公園施設</th><th>無料公園施設</th></tr><tr><td>東舞鶴公園</td><td>屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場</td><td></td></tr><tr><td>五老ヶ岳公園</td><td>五老ヶ岳公園展望タワー</td><td></td></tr><tr><td>引揚記念公園</td><td>舞鶴引揚記念館</td><td></td></tr><tr><td>舞鶴赤れんがパーク</td><td>赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))</td><td></td></tr><tr><td>青葉山ろく公園</td><td>野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ち</td><td>多目的広場</td></tr></table>	都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー		引揚記念公園	舞鶴引揚記念館		舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))		青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ち	多目的広場	<table><tr><th>都市公園の名称</th><th>有料公園施設</th><th>無料公園施設</th></tr><tr><td>東舞鶴公園</td><td>屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場</td><td></td></tr><tr><td>五老ヶ岳公園</td><td>五老ヶ岳公園展望タワー</td><td></td></tr><tr><td>引揚記念公園</td><td>舞鶴引揚記念館</td><td></td></tr><tr><td>舞鶴赤れんがパーク</td><td>赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))、<u>赤れんがパーク駐車場(第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場)</u></td><td></td></tr><tr><td>青葉山ろく公園</td><td>野外活動施設(グリーンスポーツ</td><td>多目的広場</td></tr></table>	都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー		引揚記念公園	舞鶴引揚記念館		舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))、 <u>赤れんがパーク駐車場(第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場)</u>		青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツ	多目的広場
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設																																			
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場																																				
五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー																																				
引揚記念公園	舞鶴引揚記念館																																				
舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))																																				
青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ち	多目的広場																																			
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設																																			
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場																																				
五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー																																				
引揚記念公園	舞鶴引揚記念館																																				
舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))、 <u>赤れんがパーク駐車場(第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場)</u>																																				
青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツ	多目的広場																																			

旧			新		
	びっこゲレンデ)		園	センター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ちびっこゲレンデ)	
舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)	多目的広場	舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)	多目的広場
泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)		泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)	
舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園、紅葉園		舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園、紅葉園	
舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター	舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター
前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)		前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)	
伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)		伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)	
備考 ツバキ園にあっては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあっては6月1日から7月20日まで、紅葉園にあっては10月1日から11月30日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。			備考 ツバキ園にあっては2月1日から4月30日まで、アジサイ園にあっては6月1日から7月20日まで、紅葉園にあっては10月1日から12月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。		
別表第2の2(第2条の4関係)			別表第2の2(第2条の4関係)		
都市公園又は施設の名称		開館・開場時間	都市公園又は施設の名称		開館・開場時間
舞鶴自然文化園		午前9時から午後5時まで	舞鶴自然文化園		午前9時から午後5時まで
屋外運動野球場		午前9時から午後5時まで	屋外運動野球場		午前9時から午後5時まで

旧			新			
動施設	人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで	動施設	人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで	
	陸上競技場	午前9時から午後9時まで		陸上競技場	午前9時から午後9時まで	
	人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び9月1日から同月30日までの期間 午前7時から午後6時まで (2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで (3) 10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで (4) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで			人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び9月1日から同月30日までの期間 午前7時から午後6時まで (2) 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで (3) 10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで (4) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで
	多目的グラウンド				多目的グラウンド	
	クレートニスコート				クレートニスコート	
弓道場			午前9時から午後9時まで	弓道場		午前9時から午後9時まで
五老ヶ岳公園展望タワー		(1) 4月1日から11月30日までの期間 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後9時まで イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで (2) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで	五老ヶ岳公園展望タワー		(1) 4月1日から11月30日までの期間 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後9時まで イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで (2) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで	
赤れんが施設		午前9時から午後10時まで	赤れんが施設	赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)	午前9時から午後10時まで	
野外活動施設	グリーンスポーツセンター	(1) 宿泊しない場合 午前9時から午後5時まで (2) 宿泊する場合 午後5時から翌日の午前9時まで		赤れんが第1駐車場	全日	
				赤れんが第2駐車場		
				赤れんが第3駐車場		
陶芸館		午前9時から午後5時まで	野外活動		グリーンスポーツセンター	
舞鶴市		パターゴルフ場	舞鶴市		パターゴルフ場	

旧			新		
民レジャー施設	ちびっこゲレンデ 文化公園プール	午前9時から午後5時まで 午前10時から午後7時まで	運動施設	センター	午後5時まで (2) 宿泊する場合 午後5時から翌日の午前9時まで
舞鶴文化公園体育館		午前9時から午後9時まで	陶芸館		午前9時から午後5時まで
多目的屋内施設	文化公園多目的施設 泉源寺多目的施設	午前9時から午後9時まで 午前9時から午後9時まで	舞鶴市民レジャー施設	パターゴルフ場 ちびっこゲレンデ 文化公園プール	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後5時まで 午前10時から午後7時まで
舞鶴親海公園海釣り護岸		(1) 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日までの期間 午前7時から午後6時まで (2) 6月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで (3) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前7時から午後5時まで	舞鶴文化公園体育館		午前9時から午後9時まで
漁村活性化センター		午前10時から午後8時まで	多目的屋内施設	文化公園多目的施設 泉源寺多目的施設	午前9時から午後9時まで 午前9時から午後9時まで
			舞鶴親海公園海釣り護岸		(1) 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日までの期間 午前7時から午後6時まで (2) 6月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで (3) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前7時から午後5時まで
			漁村活性化センター		午前10時から午後8時まで
別表第6の2(第10条の2関係)					
赤れんがパーク駐車場利用料金					
区分			利用料金		
第1駐車場	普通自動車等	定期利用以外 特定日の利用	特定日以外の日	(1) 30分以内の場合 無料 (2) 30分を超える場合 30分を超える1時間までごとに100円(24時間につき500円を上限とする。)	
			特定日	日額1,000円を超えない範囲で市長が別	

旧		新			
				に定める額	
		定期利用		月額2,000円	
		バス		24時間につき1,000円	
	第2駐 車場 第3駐 車場	普通自 動車等	特定日以外 の日	(1) 30分以内の場合 無料	
				(2) 30分を超える場合 30分を超える 1時間までごとに100円(24時間につき 500円を上限とする。)	
			特定日	日額1,000円を超えない範囲で市長が別 に定める額	
備考					
1 「普通自動車等」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、積載物を含み長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.5メートル、総重量4.0トン以下のものをいう。 (1) 普通自動車に属する乗用自動車(バスを除く。) (2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車 (3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車					
2 「バス」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車のうち、専ら人を運搬する構造を有するもので乗車定員が11人以上のものをいう。					
3 「定期利用」とは、あらかじめ期間を定めた利用をいう。					
4 「特定日」とは、赤れんがパーク駐車場の利用の増加が見込まれる日として市長が別に定める日をいう。					
5 赤れんがパーク駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、無料とする。					

旧	新
	(1) 市の事務又は事業に係る用務のために、舞鶴市役所本庁舎に来庁する場合 (2) 舞鶴東体育館を利用する場合 6 特定日から引き続き特定日以外の日を利用する場合における当該特定日以外の日の利用料金は、1時間までごとに100円(24時間につき500円を上限とする。)とする。 7 定期利用の利用料金の算出において、月の中途に利用を開始し、又は利用を中止した場合における当該月分の利用料金は、日割計算により算出した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。この場合において、日割計算をする日数が15日に満たないときは、15日として計算するものとする。 改正附則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定は、公布の日から施行する。